

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第36条に規定する国土交通省大臣が定める措置

平成13年国土交通省告示第1302号

平成21年国土交通省告示第907号

最終改正：平成23年国土交通省告示第1015号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第36条に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 銀行、信託会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資の総額が5千万円以上であるもの、労働金庫又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第41条第1項第一号の国土交通大臣が指定する者（以下この号において「銀行等」という。）との間において、終身賃貸事業者が前払金の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額（前払金のうち賃借人の終身にわたる居住が余命等を勘案して想定される期間のうち残存する期間に係る額又は5百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下同じ。）に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。
- 二 保険事業者（保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項又は第185条第1項の免許を受けて保険業を行う者をいう。）との間において、終身賃貸事業者が受領した前払金の返還債務の不履行により賃借人に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結すること。
- 三 信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。）との間において、保全金額につき前払金を支払った賃借人を受益者とする信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第6条の規定により元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。）を締結すること。
- 四 一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、前払金について終身賃貸事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、第一号から第三号までに掲げる措置に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの。

附 則

この告示は、平成23年10月20日から施行する。